

外航貨物海上保険の概要

この「海外引越貨物海上保険説明書」は、この度、弊社がお客様を代行して手配する、外航貨物海上保険についての概要を記載したものです。内容に詳細については必ず「外航貨物海上保険の説明(被保険者用)」をご確認くださいませようお願い致します。尚、ご不明な点やお気づきの点がございましたら弊社までお問合せ下さい。

1 保険の種類

弊社が御客様に代わって手配する保険は「保険契約者＝ヤマトロジスティクス株式会社」「被保険者＝お客様」の外航貨物海上保険です。

2 英文保険証券(適用約款および準拠法)

弊社がお客様に代わって手配する外航貨物海上保険は、英文保険証券と協会貨物約款(Institute Cargo Clauses)がセットで使用されます。この英文保険証券には国際流通性を担保とする為、「一切の損害でん補責任の決定と保険金精算につき、英国の法律及び慣習に従う」旨の英法準拠約款を適用します。

3 補償の限度額

弊社がお客様に代わって手配する保険での保険金のお支払いは、当該貨物を受託した際にご提示いただく梱包明細書(List of Personal Effects又はPacking List) に適正に記載された金額が限度額となります。

4 保険期間(責任の始終)

弊社がお客様に代わって手配する外航貨物海上保険は、弊社(または弊社の代理店が)が貨物を引取った時に開始し、通常の輸送過程を経て貨物が目的地の所定の場所に搬入された時に終了します。但し、貨物を輸送した本船又は航空機が日本の港又は空港に到着してから荷卸完了後、航洋船＝60日、航空機＝30日までが保険の有効期限となります。保険の対象となる損害は、この保険適用期間中に発生した事故によるものが前提となります。

※戦争危険

本保険は海上危険・ストライキ危険と異なり原則として貨物が陸上にある間は補償されず、貨物が航洋船舶に積込まれた時のみ開始し、最終荷卸港または、荷卸地において航洋船舶が荷卸される時、または最終荷卸港に荷卸地に航洋船舶が到着した日の午後12時から起算して15日を経過する時の、いずれか最初に起きた時に終了します。

5 保険条件

基本条件としてInstitute Cargo Clauses(All Risks)が適用される契約での、保険金のお支払いに関する損害は下表をご覧ください。

主な損害の種類	保険条件	保険条件:
火災、爆発、船舶の沈没・座礁	○	保険条件: ○ 保険金をお支払いします。 × 保険金をお支払いしません。 貨物の固有の瑕疵(かし)または性質: 皮革や絹、木綿などの動植物由来の製品の劣化、変質など。 通常の損害: 圧縮ガスなどが入った商品のガスが抜ける場合など。
陸上輸送用具の転覆、脱線、輸送用具の衝突	○	
本船または艇への積込・荷卸中の落下による梱包1個ごとの全損	○	
海・湖・河川の水の輸送用具・保管場所等への侵入。雨・雪等による濡れ	○	
地震・噴火・雷	○	
破損・まがり・へこみ・損傷・かぎ損	○	
外的な要因をとまなう漏出・不足・波ざらい	○	
被保険者の故意・違法行為	×	
しみ・虫食い、自然の消耗、劣化によって生じた滅失または損害	×	
輸送開始の前までにご提示頂くPacking listに記載の無い引越し貨物に関わる損害	×	
所有者が携行する引越貨物の損害	×	
貨物の固有の瑕疵(かし)または性質	×	
航海、運送の遅延に起因する損害	×	
コンピューター、精密機器において外装異常が認められない場合の損害	×	
楽器類の音質・音色の変化、弦のゆるみおよび自然に発生する音律不調による損害	×	

6 貨物に損害が確認された場合は、損害貨物を破棄せずに、下記の日本のヤマトロジスティクス(株)までご連絡ください。

【連絡先】航空便の場合: ヤマトロジスティクス海外生活支援カンパニー お客様サービスセンター ☎ 03-5419-5522

船便の場合: 配達作業店(配達時に住所、電話番号などを記載した書類をお渡します。)

※ 全ての保険条件については「外航貨物海上保険の説明(被保険者用)」をご確認下さい。

※ Please read the explanations for the insured shipper to confirm "Ocean Marine Cargo Insurance Important Notice".

インターネットによる、お荷物情報の取得方法

お客様のお荷物は、下記ウェブサイトでご覧いただけます。

www.y-logi.com → 海外引越 → お問い合わせ・お申し込み → お荷物状況検索について → 荷物状況検索の画面へ
表面上部のお客様受付番号を入力してください。